

○茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱

令和2年3月31日茂原市告示第49号

茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税（ただし、資産割額に係る部分に限る。）に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5及び第18条の3の規定により賦課決定及び還付をすることができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額（以下併せて「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平性及び税務行政への信頼を確保することを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 市長は、返還金を地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により支出する。

(支払対象者)

第3条 市長は、還付不能金が生じることとなった、当該賦課処分の対象であった納税者に返還金を支払うものとする。

2 前項の納税者が死亡している場合は、相続人に返還金を支払う。この場合において、相続人が複数あるときは、固定資産税等過誤納金返還金に係る相続人代表者指定届（別記第1号様式）により指定する相続人代表者に返還金を支払う。

3 第1項の場合において、共有により納税者が複数ある場合は、当該賦課処分に係る納税通知書の名宛人に返還金を支払う。

(返還金の対象期間)

第4条 返還金の算定の対象となる期間は、返還金の支出を決定した日の属する年度前20年の範囲内とする。

(返還金の額等)

第5条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 利息相当額

(返還金の算出)

第6条 前条第1号に規定する還付不能金は、固定資産課税台帳・補充課税台帳、名寄帳に基づいて算出した金額とする。

2 前条第2号に規定する利息相当額は、還付不能金の納付があった年度の法定納期限の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて算出した金額とする。

(返還金の通知)

第7条 市長は、返還金を支払うときは、返還対象者にその額等を通知するものとする。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその返還対象者に支払うものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(過誤納金返還金に関する特例措置)

2 旧茂原市固定資産税等に係る過誤納返還金取扱要綱（平成9年4月1日施行）の実施に伴う旧茂原市固定資産税等に係る過誤納返還金取扱要領の3返還対象者に規定する納税者から令和2年3月31日までに申出があり、かつ、返還金の取扱いについて疑義が生じている場合にあつては、第3条に規定する支払対象者とみなすことができる。

別記第1号様式（第3条第2項）

固定資産税等過誤納金返還金に係る相続人代表者指定届

年 月 日

茂原市長宛

被相続人に対する固定資産税等過誤納金に係る返還金を受領する代表者として、以下のとおり指定しましたので届け出ます。

被相続人	氏名	印	死亡年月日	
	住所			

相続人の代表者	氏名	印	被相続人との続柄	
	住所			

代表者以外の相続人	氏名	印	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	印	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	印	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	印	被相続人との続柄	
	住所			

固定資産税等過誤納金返還金支払決定通知書

住所

固定資産税等過誤納金返還金について、以下のとおり決定しましたので
茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱第7条に基づき通知します。

氏名

様
様分

茂原市長

返
還
事
由

賦課年度	年度	通知書番号	義務者コード	伝票番号				
区 分	変更前税額 a	変更後税額 b	差 引 税 額 c(a-b)	収 納 済 額 e	還 付 不 能 額 d(e-b)	日 数	利 息 相 当 額 f	返 還 金 額 (d+f)
				1 完 納				
				2 一 部 収 納				
合 計								